

令和2年度 第6回 武蔵野市男女平等推進審議会要旨

日 時 令和2年11月6日（金） 午後6時30分～8時30分
会 場 武蔵野スイングホール レインボーサロン
出席委員 権丈会長、小林副会長、伊藤委員、大田委員（WEB参加）、小澤委員、
高木委員、竹内委員、武田委員、中村委員、渡辺委員（WEB参加）、
三上委員（WEB参加）
欠席委員 なし
傍 聴 者 なし

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

- (1) 前回議事録の確認について
- (2) 武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめ（案）について
- (3) その他

■議題（1）前回議事録の確認

・資料1に基づき事務局より説明

【会長】 前回の議事録について、訂正がある場合は1週間程度を目途に事務局に連絡をお願いしたい。

■議題（2）武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめ（案）について

【会長】 議題2、「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめ（案）」について、事務局より説明をお願いする。

【男女平等推進担当課長】 資料2-1と資料2-2をご覧ください。資料2-1は各論点の方針案をまとめたものなので、資料2-2を使って説明させていただきたい。本日は説明が長くなるので、何回かに分けて説明し、その都度、議論していただくというかたちで進行したいが、よろしいか。

【会長】 結構である。本日は、中間のまとめをほぼ完成させる予定である。先ず、論点1から願います。

【男女平等推進担当課長】 資料2-2をご覧いただきたい。目次の次のページに「はじめに」が入っている。内容としては、男女平等の推進に関する条例に基づいて設置された、男女平等推進審議会が、条例の規定に基づき、「パートナーシップ制度導入に関することについて」市長の諮問を受け、検討を進めてきたということ。続いて、第四次男女平等推進計画の基本施策に、「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」ということが入っており、性的マイノリティーの方々への支援に取り組んでおり、昨年、「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言 レインボームサシノシ宣言」を行ったということを記載している。こうした経緯を踏まえ、審議状況を「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書 中間のまとめ」としてまとめたということ述べている。

続いて、「武蔵野市の現状」の変更箇所だが、(2)として、第四次計画策定に先立って行われた、「武蔵野市男女平等に関する意識調査の実施」を追加した。「性的マイノリティーであっても不利な取扱いを受けないような法律や制度を整備する」が、全体で49.8%と、約半数の方がこの項目を選択している。

次に論点1、「パートナーシップ制度の目的と根拠規定」、論点1-1、「制度の目的」だが、前回の方針案から変わっている。「パートナーシップの宣誓等を受理することで、性別等に関わらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人が、婚姻関係を結べないこと等による生きづらさを緩和することを目的とする」としている。前回案では、「精神的かつ経済的・物理的に相互に協力し合う」というところが分かりづらいということから、法にのっとった表現ということから、「日常生活において、互いに協力し、扶助し合う」と変更した。また、「二人を支援する」という表現が宜しくない、また、「生きづらさ」とは、具体的に何を指しているのかわからない、との議論をうけ、「婚姻関係を結べないこと等による生きづらさを緩和する」という表現にした。この「婚姻関係を結べないこと等」の「等」は、偏見でありますとか差別の解消、そういったマイノリティーの方の人権を守るという意味合いが込められている。

趣旨・説明についてだが、2つ目の中黒の「パートナーシップの宣誓等を受理することで」に続いて、「法律上の婚姻を結べないこと等による日頃の生きづらさ」という

表現を加えている。3つ目の中黒では、異性間も含めることで、性的指向・性自認に関わらず、多様化する生き方や価値観を尊重することにつながるという事を書いた。

論点1-2、「根拠規定を何に置くか」だが、条例を根拠とするということは、変わっていない。趣旨・説明のところの記載を丁寧に書いた。1つ目の中黒では、条例で制定されることにより、議会で議論が丁寧になされ、市の方針として定められるため、制度として安定性があるとした。次の中黒で、今回はここが「市民」とだけ書いていたところ、御意見を頂戴し、「市、市民及び事業者に対して」と表現を変えている。

3ページに、「前文に追加すべき事項」という形で書いている。本市の今までの男女平等に対する取組について、「昭和60年に婦人問題懇談会を設置し、それ以来、数次にわたる男女共同参画計画を策定するなど、今日までの長きにわたる男女平等に向けての様々な活動、取組を踏まえ」と、歴史的な長年の経緯を述べている。その下に二重丸が2つあり、審議会として、こういった内容を前文に追加すべきであるということを書かせていただいた。「課題事項として、性別等に起因する差別、不平等や暴力があることを記載する」、制定趣旨のところには、「全ての人が」に続いて「性別等にかかわらず」を加え、互いの人権を尊重することで、「一人ひとりの命と人権が守られる」ためにこの条例を制定する、ということを加筆するよう提言している。この「一人ひとりの命と人権が守られる」というところだが、前回案では、「誰一人取り残さず」という表現だったものを変更した。第六期長期計画の文言から引用している。

【会長】 「はじめに」から論点1までについて、御意見を頂戴したい。前回、「はじめに」は具体的な提案がなかったので、それも含めてお願いします。重要なところは、論点1-1の「制度の目的」の方針案と、前文に追加すべき事項になると思っている。

【委員】 論点1-1の方針案、「婚姻関係を結べないこと等による」という言葉に引っかかっている。確かに性的マイノリティーの方たちは、「結べない」という表現が当たるけれども、異性間も想定しているときに、使いづらくなってしまいがちしている。例えば「婚姻関係を結ぶに当たっての困難さ等による生きづらさを」とか、広くみんなを受け取るような言葉にしてはどうかと思うが、いかがか。

【会長】 今のところは、私も気になっていた。そこで、趣旨・説明の「婚姻を結べない」のところに「法律上の」という文言を入れてみた。

【副会長】 事実婚という言葉もあるので、「法律上の」を入れるなら、方針案にも入れることと、婚姻制度を利用しづらいとか、できないこと、同性間だったら婚姻制

度は利用できない。異性間でも利用しづらい方が、パートナーシップを使いたい場合もある。そうしたことから、そもそも婚姻制度は利用しないけれども、パートナーシップは使いたいということもあるだろうが、婚姻制度という言葉を使う場合は、「法律上の」は入れなくてもよい。正確に書くとすれば、婚姻制度を利用できない、または利用しづらいことなどによるという、2つのカテゴリーがある。

【会長】 方針案の「婚姻関係を結べない」のところは、「婚姻制度」という表現の方がいいということか。

【副会長】 関係性は誰でも結ぶが、いろいろな、多岐にわたって優遇される制度を使えるか使えないかというところで、多少なりともその違いを狭めようということなので、「制度の利用」ということになるのではないか。

【会長】 「婚姻制度を利用しづらいこと等による生きづらさを緩和する。」となるか。

【副会長】 今後、パンフレットなどを作ったとき、前のほうに来る言葉になる。

【会長】 提案の通り、「日頃の生きづらさを緩和し」のままでよいか。

【副会長】 実態を捉えた言葉であるが、ぼんやりしている。同性と異性の場合の違いを、1つの言葉に正確に表現するためには、長くなってしまうということか。

【会長】 2つに分けて書いたら、どうか。

【副会長】 「婚姻制度を利用できない（利用しづらい）」という書き方はどうか。「または利用しづらい」とするか。「婚姻制度を利用できない、または利用しづらいことなどによる生きづらさの緩和」とすれば、2つをちゃんと表現はできている。

【会長】 「婚姻関係を結べないこと等」よりはよさそうであるか。

【副会長】 説明も同じである。

【会長】 これはそのとおりであるが、もう少しやわらかい表現にした方がいいということもある。

【副会長】 はっきり書き過ぎということか。正しいが、「生きづらい」という表現はいかがか。

【委員】 もう一回、整理したらどうか。趣旨・説明の部分も、中間のまとめをリリースする際は、載ってくると思う。そこに、「法律上の婚姻を結べないこと等」ということで書いてあるので、ここで言いたいことは、この中に表れていると思う。方針案の「婚姻関係を結べないこと等による生きづらさを緩和する」というところだが、

「生きづらさを緩和する」という言葉に少し、私は引っかかっている。もっと前向きな言葉に変えたほうが方針としては、明るい未来が広がっているように受け取れると思う。例えば「はじめに」のところに、「いきいきと暮らせるまち」という言葉もあるので、考え方としては、そういう前向きな言葉を方針案の中に入れて、それを目的とするとしたほうが、収まりはいい思った。

【会長】 前回検討したところだが、「日頃の生きづらさ」という言葉が気になるということなので、そのまま「生きづらさ」と残しておくよりは、もう少し前向きな、希望がある表現のほうがいいだろうということか。

【男女平等推進担当課長】 前回、「日頃の生きづらさ」と、「約した二人を支援する」の、支援するというのもちょっとおかしいということで検討した。この両方を何とかしようとしたのが、今回の表現になる。

【会長】 確かに「緩和」だと、マイナスをなくすという、消極的な印象である。あわせて、パートナーシップ制度の創設により、当人が婚姻制度に近い形の保障を得るようなものであると同時に、この制度ができることにより、人々の理解が深まって、より生きやすくなるといった効果も、この制度としては期待しているところもあるという気がする。そこも目的に入ってくるのか。

【男女平等推進担当課長】 入ると思っている。先ほど他の委員がおっしゃったように、生涯にわたり生き生きと暮らせるまちを目指しているというのが、大きな目的であると考えられる。

【副会長】 今まで話の中で、言葉の並びは前のままでよいと思う。「性別等に関わらず」の後の「生きづらさの緩和」を取って、「お互いを人生の伴侶として、日常生活において、互いに協力し扶助し合うことを約した二人が生活しやすくする」とか、その言葉も詰めたほうがいい。今、会長おっしゃったように、あわせて周知を図ることでパートナーシップに限らず、より制度自体の理解を深めるといった、そういうものを後ろにつけるイメージではないか。

【会長】 方針案では、「婚姻関係を結べないこと等による生きづらさ」という部分は、あえて言わなくてもいいのではないか。

【副会長】 下の趣旨・説明には、あった方がいいと思う。ただ、方針案としては、何か適切な言葉を入れるべきである。

【市民活動担当部長】 第四次男女平等推進計画の目指す将来像に、「いきいきと暮

らせるまち」、それから六期長期計画にも、「生涯にわたりいきいきと」といった表現がある。長期計画の10年後の目指す姿が、「誰もが安心して暮らし続けられる魅力と活力があふれるまち」というタイトルなので、例えば、安心して暮らし続けるとか。婚姻関係を結べないとか、利用できないといった方々が安心して暮らし続けるということが、一つあるかと思う。

【委員】 約束した二人が生き生きと暮らせるとか、安心して暮らせるまちを実現することを目的とする、というように、まちをつくるというところを最終的な言葉に持ってくると、先ほどの二人の関係を支援するということと、差別のないまちにするという両方が入ると思うが、いかがか。

【会長】 委員の皆さまは、いかがか。改めて、ほかの区市ではどうなっているか。パートナーシップ制度について、二人を支援するというのが一般的なのか、それとも、今回書いたような感じのものが一般的なのか。かつての資料ではどうか。

【男女平等推進担当課長】 先行自治体の世田谷区は、人権尊重の取組の一つとして、同性カップルである区民の自由な意思によるパートナーシップの宣誓書を受け取ることにより、同性カップルの方たちの気持ちを区が受け止めるという考え方である。

制度を条例で定めた渋谷区では、男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える二人の社会生活の関係をパートナーシップと定義して、二人がパートナーシップ関係にあることを確認して証明する、二人の関係を証明するということになっている。

【副会長】 どちらもそのままである。どの程度の目的というか、制度自体の説明のような感じである。しかし、だんだん修正して、よくなってきていると思う。

【会長】 では、最終のバージョンはどうなっているか。

【副会長】 さきほど委員のおっしゃったとおり、パートナーシップの宣誓等を受理して、お互いをパートナーとして、「協力し、扶助し合うことを約した二人が」までは同じで、例えば、「二人が、安心して暮らせるまちをつくることを目的とする」とか、「安心して暮らせる差別のないまちをつくることを目的とする」ということも入っていたと思うが、そこはどうするか。差別云々のことが制度の中に入っていれば入れるし、背景としてはあっても、あまり具体的に出てこなければ、なくてもいいのかもしれない。

【会長】 制度の目的として、二人の関係についての部分と、併せてこの制度による、まちづくりの視点の話をしたが、それで大丈夫か。パートナーシップ制度について

ては、ネガティブな表現にしない、ポジティブな形で表すということでもいいだろう。そこは迷っているところで、つまり、制度が何なのか、誰のためのものなのか、をはっきりさせておきたいということである。まちのためではなく、やはり二人のためのものなのか、そのところである。だから前文などで、今言ったようなことが表し、まちづくりの一つとしての位置づけができれば、二人のための制度でもいいのかもわからない。

【市民活動担当部長】 たしか渋谷区は、二人のためと書いてあるが、区長が、そういったものが根底となり、住みよいまちになっていくということをおっしゃっていたのを、どこかで読んだと思う。会長がおっしゃるように、両方入れ込むのか、どちらか、まちづくりだけが表に出るのかというのは、私も考えるところではある。ただ、どこかにまちづくりというか、誰もが暮らしやすいとか、安心できるというのは、入っていたほうがいいのではないかと思う。その一つだというのが条例であるので、要綱でやるのとは、そこら辺が違うと感じている。

【会長】 確かにその制度のことだけではなく、制度の持つ意味をはっきりさせるということ、広がりのようなものではないか。だから、制度の目的なのか、制度創設の目的なのかというのも、あるかもしれないけれど、条例などに書くときの、制度はこういうものであるという説明を書くやり方もあるし、今言った背景的なものを書くというのものもある。趣旨・説明に書くか、「はじめに」に書くかである。話が少し大きくなった気がする。

【委員】 もともとの方針案を読むと、文の意味としては、「二人が」という言葉が入っているので、先ほど会長もおっしゃっていたが、二人が生きて楽しくというか、生き生きとなのか、安心なのか、生きていけるということを目的とするというところに行き着くように思う。まちという言葉を入れてしまうと、少しぶれてしまうというところがあるのかもしれないと、今までの話を聞いていて思ったので、まちという言葉を使わずに、生きづらさを緩和するというマイナスの言葉ではなく、安心して、いい言葉が出てこないのだが。

【副会長】 生活できるとかならいいか。

【会長】 生き生きと暮らせる、ならどうか。

【委員】 安心してとか、そういった言葉を入れて、二人が安心して暮らせるということだ。まちではなく、安心して暮らせるというところで止めておくと、一つ落ち

着く形にはなるのではないかと思った。

【委員】 確認だが、今のことについて例えば、私は「こと」でいいと思っている。生き生きと暮らせることを目的とするとか、まちではなくて。そのところで、婚姻関係を結べないことの、さっきあった、あれが生きてくるのではないか。

【副会長】 あれは、趣旨・説明のほうに入れましょう、ということだ。

【委員】 では、なくして、二人がいきいきと暮らせることを目的とする。それはそれでいいと思った。

【会長】 いきいきと暮らせるとすると、少し抽象的になるかもしれない。何かをすることで、いきいきと暮らせるようにしようということなので。

【副会長】 難しいところである。アウトティングの禁止は、安心してという言葉がなじむと思うが、もっといろいろな制度が利用できるだとかだと、ちょっとまた違う。安心ということと、イメージとしては違うかもしれない。

【会長】 「パートナーシップの宣誓等を受理することで」と書いているので、受理することでいきいきと暮らせるかということだ。

【委員】 安心して暮らせるか。

【会長】 目指すところは安心である。

【委員】 ちょうどNHKの9時から、この問題をやっていて、そこでいろいろ聞いたときに、私はこれを見たときに、「いきいき」も美しい言葉だと思うが、安心できるかどうかと言うと、それがすごく気になる。パートナーシップ制度ができ始めてから、放送時点なのか、1,301組が利用していて、最初に世田谷でパートナーシップ宣誓を取った方の話が出ていて、後で申し上げようと思っていることが一つある。やはり安心、結局、そういう婚姻関係ができない。男女間であっても、選んで婚姻関係を結ばない方もいる。そういう場合に、安心して生きられるまちというのがとても大事なことだと思うので、ここにもしふさわしいとしたら、安心のほうの方がふさわしいと私は思った。昨日のテレビ等も見て、思ったものである。

【会長】 先ほども、いきいきと暮らせるというのと、安心して暮らせるというのがあったが、どちらかというとなんか安心ではないか。マイナスのところを引き上げるような意味のほうに近いように思う。安心のほうの方が、この2つではよさそうな感じがしている。二人が安心して暮らせることを目的とする、ということだ。

【副会長】 大分難しい。一筋縄ではいかないようである。

【会長】　　ここは、結構メインになる部分だが、時間があるか。

【副会長】　　趣旨・説明の2つ目の、説明として残す文章はどうするか。

【会長】　　先ほどの婚姻制度を利用できない、または利用しづらいことによる、日頃の生きづらさの緩和があって、安心して暮らせるという感じになるか。今ここで決定は難しいようので、一度ここを離れてはどうか。

では、今のところは、「互いに協力し、扶助し合うことを約した二人が、安心して暮らせることを目的とする。」とする。趣旨・説明においては、2つ目、「法律上の婚姻を結べないこと等による日頃の生きづらさを緩和し、安心して暮らせることを目的とする。」としておき、この部分の文言は、また検討することとする。

次に1-2の根拠規定のところである。最初に確認したいのは、「条例であることにより、市、市民及び事業者等に対して、権利を制限し義務を課す効力がある」というのは、これで大丈夫か。この前は、別のところで権利義務の効果はないという議論をしていたと思うので、この文脈では大丈夫なのか確認したい。

【男女平等推進担当課長】　　今回の制度の中で、権利を制限して義務を課しているということがほとんどないが、ここでは条例で行うことのメリットとして、市、市民、事業者に対して権利を制限したり、義務を課したりすることができるという意味合いで書いている。

【会長】　　これで大丈夫であれば構わないが。

【副会長】　　この7条のアウティングの禁止の、強制、禁止してはならないとか、公表してはならないというのは、義務を課していることになると思う。それをしたことによる罰則がないので、強制力がどのくらいあるのかということはあるが、アウティングするのが権利かということ、権利ではないような気もするが、少なくとも義務は課していると言ってもいいと思う。

パートナーシップ制度を利用することで、何かができるようになるということがはっきり条例に盛り込まれているのであれば、それは当事者にとっては権利を付与するものではあつたりするかもしれないが、現状では、特に権利を付与しても制限してもない。ここはしていないかなと、読んだ限りでは思う。条文全体で見ると、結構禁止していることや、制限していることがたくさんあると思う。パートナーシップの部分に限って言えばない、ということである。

【会長】　　条例一般論としては、権利を制限し義務を課す効力があるのでここに書

いておくと理解すればいいということになるか。

【副会長】 条例一般的には、そのとおりである。

【会長】 一般的に条例の場合は、ということで確認した。続いて、前文についてお願いしたい。

【副会長】 前文に追加すべき事項の一番上の中黒に、「様々な活動、取組を踏まえ、女性ということを特に強調した内容になっている」と書いてある。これは、男女平等を尊重してきたということだと思う。

【会長】 そちらの表現のほうがおもしろいのではないかと、いかがか。

【男女平等推進担当課長】 そのように改めたい。

【副会長】 加えて少し細かいが、その直前の「取組」について、取組は、「り」とか、「み」とか入れなくてよいか。いろいろこういったことがあるので、確認した上で統一していただきたい。

【男女平等推進担当課長】 おっしゃるとおり、確認する。

【会長】 前文の検討例で、今回直したところだが、御意見を伺いたい。二つ目の◎の修正を反映すると、「全ての人が、性別等にかかわらず、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、一人ひとりの命と人権が守られ、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。」となるが、これで大丈夫か。前回、この部分は、多く議論したので、よいようであれば、論点2に移りたい。また時間があつたら、論点1の最初の制度の目的に戻りたいと思う。事務局より説明をお願いする。

【男女平等推進担当課長】 4ページ、論点2「制度のあり方」をご覧ください。2-1「制度の種類」、方針案のところだが、前回の表現をシンプルにして、「パートナーシップの宣誓があったときは、宣誓書受理証を交付する。加えて、公正証書等を受理した場合においては、公正証書等受理証を交付する」と書いた。趣旨・説明で前回、法的な権利・義務が発生しないという表現が、ちょっと冷たい印象を与えるということもあり、4つ目の中黒のところ、「互いに協力し、扶助し合うことを約した二人が、法律上の婚姻を結べないこと等による生きづらさを緩和することを目的とする制度であるため、民法で規定された婚姻と異なり、婚姻と同等の法的な権利や義務が発生するものではない。」とし、効果としては、「しかし、市、市民及び事業者等に対して意識啓発に努め、市民の人権意識の向上や性の多様性の理解に向けて取り組

む。」と書いている。

その次の中黒で、これも前回の審議会で議論があった。公正証書で約した事項は、パートナーシップ制度利用の有無に関わらず、別途解消手続を行わない限り、効力は継続するという点について、周知をしないといけないというご意見から、記載したものである。最後の中黒、これも前回審議会で、公正証書であれば何でもいいというものではないという意見を受け、公正証書を受領する場合は、(1)、二人がパートナーシップの関係にある旨を明記した合意契約書又は宣誓認証もしくは私文書認証であること。(2)、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことについて、合意している旨が明記されていること。以上の内容を記載した。

5ページをご覧いただきたい。2-2「制度の対象者」について、「性別等に関わらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人を対象とする」ということとした。修正前の「人生の伴侶」という表現を、「人生のパートナー」とし、「精神的に支え合い」という意味も、この「人生のパートナー」に込めている。「経済的又は物理的に相互に協力しあう」という表現は、「互いに協力し、扶助し合う」とし、今回の方針案になっている。

その下の趣旨・説明をご覧いただきたい。1つ目の中黒で、事実婚関係にある異性カップルも含め、より幅広い対象者が制度を利用することができるということを述べている。その次の中黒では、異性間も含めることで、トランスジェンダーの方等も制度を利用することができる。3つ目の中黒は、性自認が戸籍上の性と異なるため、婚姻届を提出することが困難な対象者も、制度を利用することができるということである。4つ目の中黒では、異性間も認めることにより、意図しないカミングアウトの防止につながることができるとしている。最後の中黒が、市、市民及び事業者が正しい理解を深めるため、継続的な意識啓発活動を行っていくことが必要であるということに記載した。これは前回、事実婚を含むことによって、性的少数者の方たちが不可視化されてしまう可能性があるとの意見があるが、そういった方たちのことをきちんと、市としては考えており、心配は要らないということをお伝えする意味から、最後の項目を加えている。

2-3、「市、市民及び事業者等の責務」については、今回、追加した項目である。理由としては、条例に、ここに書いてある2つの内容を入れたいとのことから、今回の中間のまとめ、ひいては審議会の答申として、条例に加える内容を網羅する必要が

あるということから、すでに審議会で議論されている内容として、アウトティングの禁止を求めることと、パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講じるよう努めることを求めるという、市、市民、事業者を求める責務を記載したものである。

【会長】 このことについて、何か意見はあるか。

【副会長】 特になければ、2-1の方針案でよく分からなかったが、宣誓書受理証は全員に渡して、公正証書をプラスで受理した場合には、宣誓書受理証と公正証書等受理証の2つを渡すのか。

【男女平等推進担当課長】 そのとおりである。

【副会長】 そうであれば、この文章で大丈夫だ。公正証書等受理証を渡すときは、宣誓書受理証は渡さないということであれば、書き方が違うと思った。

【男女平等推進担当課長】 お見込みのとおりである。

【副会長】 では、そこは確認した。趣旨・説明の中黒の4番目だが、3行目の「民法で規定された婚姻とは異なり」とした方が正しい。

【会長】 「とは異なり」になるということか。

【副会長】 その次の中黒の「公正証書等で約した事項は」の文章を改める。「公正証書等で約した事項は」の後の「市のパートナーシップ制度の利用の有無に関わらず」を削除して、「公正証書等で約した事項は、二人の間の契約事項であり」ということだ。

「パートナーシップ制度の利用をやめた場合でも」を入れて、「別途解消手続などを行わない限り」、「効力は」ではなくて、「効力が継続することについても周知を促す必要があります。」とする。例えば、パートナーシップのために契約をしたからといって、パートナーシップを解消したので、公正証書の契約も自動的になくなるわけではない、ということに気をつけてほしい、ということである。その言葉を直したらよい。

【会長】 そのようにしたいと思う。ほかにあるか。

【委員】 3点お願いしたい。先ほどの副会長の発言と重なるが、宣誓書受理証を交付するときは、大きな紙とカードを渡すと思う。公正証書を受理した場合には、公正証書等受理証を交付すると思うが、カード型のものが一番身につけやすいし、本人が急病になったといった場合に、携帯しているもので証明ができたりすると思うと、前回の話では公正証書の受理がどれだけ効力があるかということだったが、名刺サイズのカードに公正証書を受理したということは、何か書かなくていいのかというのが、疑問の一つである。

2つ目は、先ほどの趣旨・説明の4つ目のところで、言葉のことだが、2行目の「法律上の婚姻を結べないこと等による」は、さきにあった言葉に統一しておく。

次に2-2だが、2-2の趣旨・説明の4つ目の中黒、「異性間も認めることで、意図しないカミングアウトの防止につなげる。」という趣旨・説明をするのかについて、躊躇がある。結果論でカミングアウトにならないという事だと思うが、異性間も認めて、分からないようにしてあげている、みたいな感じに聞こえる。防止になっているというのは、とても大事なことになるので、そのことを言いたい気持ちもある。異性間も認められているので、カミングアウトにはつながらない現状があると書くのはどうか。ニュアンスの部分で、すごく作為な感じがするのが気になった。

【会長】 カードについては、先ほどもあったが、宣誓書受理証の、宣誓した事実を証明するカードに、公正証書等も受理しているというのを、1枚のカードにできると便利に思うが、そういうことは考えているのか。カードは宣誓書のみになるか。

【男女平等推進担当課長】 4-4、「名称・発行形式」で「受理証はA4サイズと携帯できるサイズを発行する」としている。

【事務局】 公正証書等受理証の場合は、何の合意形成をしているかにチェックを入れて、中野区の場合はA4サイズで配っている。何の事項を合意しているのかを示すとなると、A4サイズが必要なのではないか。持ち運びの利便性ということは、理解ができる部分だが、その部分も考慮する必要があると考えている。

【会長】 事務局の考えは分かるが、受理する場合には必須事項を定めているので、最低限、これを満たしたものを受理したという証明を出すことは可能ではないか。宣誓書受理証の中にそれがあれば、便利だということなので、考えていただきたい。

【事務局】 検討したい。

【会長】 2-2の趣旨・説明の「異性間も認めることで、意図しないカミングアウトの防止につなげる。」というのは、私も気になった。異性間の事実婚のカップルに対しても支援したい、認めるという積極的な意味もあると思うので、書き方を工夫していただきたい。

【副会長】 しかしながら、条例で定めるか、否かにかかわらず、パートナーシップ制度の利用者指名を市が公表するということはあり得ない。条例の中で公表はしませんよと言っている、条文がなくても公表しないと思うので、異性間を認めなければカミングアウトになるというわけでもないのではないか。

【会長】 その通りである。

【副会長】 ということは、意図しない、本来すべきではない事態が起きなければ、公表ということはおきないので、要らないといえば、要らないのではないか。

【会長】 この文章は、不要ということになるか。

【副会長】 要らないと思う。

【会長】 趣旨・説明の二つ目の中黒で、「異性間も認めることで、同性カップルだけでなくトランスジェンダー等の方等も制度を利用することができることになる。」というのがある。ニュアンスは違うが、こちらも要らないということになるのではないか。これは付随的効果であって、強調することではないと思われる。

それから、2-2「制度の対象者」で、趣旨・説明の最後の中黒、「市、市民及び事業者等が正しい理解を深めるため、」と書いてあるが、これは制度の対象者としての部分なのか、制度の目的なのか疑問である。

【副会長】 いろいろなところに書いてある。「制度の種類」のところにも「多様性の理解に向けて取り組む」とあり、「対象者」のところにも書いてあり、って、その後の「責務」のところにも、「最大限配慮」するようにと書いている。

【会長】 そうすると、2-3には、「市、市民及び事業者等の責務」として、書かなくてはいけないことになる。

【副会長】 責務ということでは、そうである。

【会長】 2-3は、アウトティングの禁止と、パートナーシップ制度に最大限配慮すること。ここには必要になる。

【副会長】 同感であるが、「制度の対象者」にはどうか。

【会長】 「対象者」には要らないと考える。

【副会長】 「制度の種類」のところにもあるが、よく分からない。

【会長】 「多様性を認め合い、平和な社会の構築」とあるが。

【副会長】 「制度の種類」の趣旨・説明、4つ目の中黒に、婚姻と同等の権利・義務が発生するものではないが、理解に向けた取り組みであるとしている。その上はシンプルな手続の説明であるのに、この文章がここにあることに違和感を覚える。

【会長】 ここはおそらく、「民法で規定された婚姻と異なり」の文章で終わると、冷たい感じが残るので、「しかし」とつけたのだと思う。だから、「権利や義務が発生するものではない。」と。前回よりは、冷たい感じがしない。

【副会長】 何となくだが、「当事者に権利・義務が発生するわけではない。」、ここに書くのいいのか。これは手続きみたいなものである。しかし、どこかには書いておく必要がある。誤解する可能性は低いとは思いますが、では、書く必要があるとして、どこに書くのが一番落ち着くか。

【会長】 最初の「制度の目的」のところではどうか、趣旨・説明としてはいかがか。

【副会長】 こういうものではないけれども、多様な効果が認められる、というようなことか。

【会長】 法的なことなので、ここにあるのだと思う。

【副会長】 ほかに、宣誓受理の形式であるとか、公正証書の条件などが書いてあるけれども、その真ん中に、こういう効果はない、という文章が一つ、「制度の種類」のところに入っているので、違和感がある。

【会長】 では、最初の「制度の目的」に書いたらどうか。

【副会長】 こういうものではないと思うが。

【会長】 趣旨・説明におくことで、どんな制度か分かる。4つ目の中黒に入れたらどうか。

【副会長】 要するに、パートナーシップ制度を介して、会社での扱いが広く認められるようになるとか、病院での扱いに違いが出てくるとかということが期待されるし、そうなる結局、安心して暮らせるということにつながっていくということではないか。要するに、言いたいのはそういうことになる。

【会長】 そういうことだと思う。事務局としては、いかがか。

今の論点2の2-1、「制度の種類」の4つ目の中黒、「お互いを人生のパートナーとして、」以下を「制度の目的」のほうに移動するということが一点、もう一点が2-2、「制度の対象者」のところの最後の中黒、「市、市民及び事業者等が正しい理解を深めるため」というのを削除する。

【副会長】 ここはなくてもいいと思う。

【会長】 それから、その上の中黒、「異性間も認めることで、意図しないカミングアウトの防止につなげる」も削除するということになる。

【副会長】 ちょっとしたことだが、その1つ上の中黒の、「性的指向・性自認と」だが、ここは、「と」ではなく、「を」が正しい。

【会長】 ここまで、よろしいか。

【副会長】 2－3の趣旨・説明の上の中黒だが、2行目、「また同時に、本人の意に反して」、これは「意思に反して」ではないか。

【会長】 たしかに、「意思」の方がはっきりする。

【副会長】 だから、「志」ではなく、「思う」のほうの「意思」を入れていただきたい。以上である。

【会長】 よろしいか。その次の中黒、「市、市民及び事業者等に対し」は、残しておいて差し支えないか。

【副会長】 内容そのものなので、結構である。

【委員】 確認だが、安心してということについて、G7の中で、こうしたパートナーシップ制度が法的根拠を持たないのは日本だけだということだ。さきほど公正証書に何を書き込むかという話が事務局からあったが、一番安心できないのが、今、2人で住んでいるマンションが、そのうち1人の名義になっているらしいけれども、例えばこういうことがちゃんとしていても、住めなくなってしまうのではないか、という不安感をテレビで語っていた。

そこに、今のG7の中で、法的根拠を持たないのは日本だけだということが出てきて、例えばそれは、先月、公正証書について、これは本当に必要なものなのかということで結構議論したと思うが、そこら辺が安心できるのは、財産の問題というのもあると思う。公正証書に書き込むことによって、例えば安心して、もしものときに、病院とかのことも出ていたが、それはどうなのか。公正証書とはそういうものだと、私はむしろ思っていた。財産的な効力において。

【副会長】 マンションとかについては、パートナーシップ制度を使うことで、多分、ローンを二人で組みやすくなるという効果はあると思う。2人の名義のもので、2人でそれぞれローンを組んで1つの家を買うとかということが、多分しやすくなるということはあると思う。

財産関係については、現状の扱いでは、前に申し上げた養子縁組をして、親子の関係になるということであれば、法的に相続という関係になるが、そうでなければ、端的にお互いに遺言を書いて、自分が死んだときは誰に遺贈するという形で残せば、少なくとも半分はその人がもらえる。説明を省略するとこのようなかたちだ。

【委員】 だから公正証書に書かれることによって、しっかりともらうべきものを

もらえたというか、そういうときに、パートナーシップ制度で公正証書を書くことによって、そういう財産的なことみたいなことはどうなのか。遺言で公正証書って、やると思う。

【副会長】 遺言を有効にするためには、遺言という形で作らないといけないので、全部ごっちゃというわけにはいかない。ただ、遺言をどう作るかという方法については、自筆の遺言（いごん）というけれども、別に公証人役場に持っていかないで、書いて、それを保存しておいて、亡くなったら出してくるのもいい。

【委員】 それは私も存じているが、そういうことではなく、公正証書をパートナーシップ制度で、やるかやらないかということが、先月議論されたと思う。だからその中に、例えば一緒にマンションに住んでいたら、そこに住み続けられるということを書き込めば、住み続けられるのか。

【副会長】 どちらかが亡くなってもということか。

【委員】 そういうことまでは遺言で決められるのか。

【副会長】 使用貸借にするとか、お金を払っている形をつくれれば住みやすいけれども、あまりここで細かいことを言うのもどうかと思うが、少しやりにくいと感じる。しかし、亡くなったら遺贈するというのをつくるのが、多分あまり問題になりにくいのではないかと思う。それは遺言として作るということになる。

【委員】 ということは、このパートナーシップの中にプラスで公正証書というのをやっても、それはむしろ別にしたほうがいいということになるか。公正証書とは違うということか。

【副会長】 亡くなったときというのは、別に書かないと駄目である。一緒に入っているも駄目だ。それが有効になる要件を満たさないといけないので。

【委員】 それと、さっき申し上げたG7の中で、日本のパートナーシップ制度だけが法的根拠がないみたいなことはどうか。

【副会長】 今これは条例でやろうとしているけれども、多分おっしゃっていることは、法律のレベルで認められない。でも、フランスとかはいいかもしれないけれども、アメリカとかは多分、法律ではないと思う。

【会長】 アメリカはおそらく、州法レベルである。

【副会長】 おそらく、州ごとだと思う。あったり、なかったりではないか。だから、少し違うのではないかという感じはする。ある国にはあると思うが。

【委員】 何とか私たちが今、これをつくっているのは、結婚のときに守られているいろいろなことを、少しでも近づけたいというのがあったので、昨日聞いたことも生かせないかと、これを基に、少しでもそういうふうになれないかと、思ったので。

【会長】 条例だけでは難しいことが多い。だが、少なくとも武蔵野市に住んでいる方には、幾らかでもメリットが得られるということと、武蔵野市の取り組みが進むことによって、ほかの自治体に影響を与えることもあると思う。それによって、いずれ国が動くようになるかもしれない。なかなか難しいところはあると思うが、一歩進めたい。

【委員】 そうゆうことであると思う。

【会長】 では、次に論点3について、説明をお願いします。

【男女平等推進担当課長】 では、6ページ、論点3、「申請要件」をご覧ください。3-1、「居住地」の方針案として、前回の議論の中で、宣誓書のみの方と、公正証書の方を区別するようにも見え、ここは特に分ける必要性は感じないということから、「2人が市内に住所を有する、または転入の予定」で、転入予定は3か月以内と括弧書きしている。趣旨・説明の3つ目の中黒で、転入予定で宣誓は受け付けるが、宣誓後3か月以内に住民票の提出を求め、確認のうえ、受理証を交付するという形にしたかどうかということを書かせていただいた。

3-2、「その他の申請要件」だが、これについて前回と大きく変わっていないが、前はパートナー関係に基づく養子・養親関係は除く、としてあったが、ここは近親者ではないこと、ということから、趣旨・説明の二つ目の中黒、民法で禁止されている近親者、婚姻ができない近親者を指す。直系血族、3親等内の傍系血族、直系姻族、養子・養親等については、近親者ということで認めないこととした。ただ、ここだけは検討事項として残しており、他の自治体ではパートナーシップ制度が婚姻とは別の制度であることから、柔軟な取扱いをしているところもあり、この部分については、未だ検討の対象だということをお示ししている。

【会長】 では、論点3について、なにかあるか。

【副会長】 転入予定で、3か月以内の予定であれば申請できて、住民票を提出すれば、事実確認の3か月後に受理証の交付を行うということだが、3か月以内に転入予定で申請しても、そこで受理証がもらえないなら、そのタイムラグをつけることに意味があるのか、何かメリットがあるかというのが、分からなかった。仮カードみた

いなものがあるって、それに基づいて何か優遇を受けられて、本カードに切り替えるとかであれば、それで何かの不具合が解消されたりすることもあるから、意味があるかとも思ったのだが、いかがか。

転入予定としている自治体も確かにあって、多分それは何らか、そうすることに意味があるからやっているはずである。しかし、結局3か月もらえないなら意味はなくて、3か月後に転入したときにもらえばいいだけになるはずである。そこを確認して、早めにもらうことに意味があるんだったら、もう少しそこを変えないと、わざわざ少し前に申請できるようにしている意味がないと思う。

【男女平等推進担当課長】 では、その事に関しては調査したい。もし全然意味がないようであるなら、この部分は削除する。

【副会長】 でも、ほかの自治体で、転入予定の場合も認めているところは、多分わざわざそうしているということに意味があるはずなので、どうして認めているのか、こういうケースがあるからということを知って、もしそこを何とかするために制度をつくれるのであれば、それに対処すればいいという話なのかなと思う。

【男女平等推進担当課長】 よく確認したい。

【副会長】 もう一点、養子の場合をどうするかということだが、親子関係にあるということを受けられる優遇やメリットは相当あるので、親子の形にある人が、あえてパートナーシップが利用できないことで、本当だったらあっちがよかったという話にはならないと感じているので、要らないという気はしなくもない。

【会長】 方針案のままでよろしいか。

【副会長】 そう思うが、いかがか。

【会長】 ほかにあるか。よろしいか。それでは、論点4以下の説明をお願いします。

【男女平等推進担当課長】 では、論点4以下は事務的なことが多いので、一括して説明させていただく。論点4、「証明書の交付に関する事」、4-1、「提出書類」だが、前回、「申請書」としていたものは、「パートナーシップ宣誓書」の間違いである。次に、パートナーシップ制度届出に当たっての確認書、本人確認ができる書類、独身を証明する書類、住所が確認できる書類、公正証書がある方は公正証書という形である。趣旨・説明の最後の中黒、公正証書に関しては、写しを受理して原本は返却するという方向で考えている。

8ページ、4-2、「通称使用の可否」である。こちらは特に変更はない。戸籍上の

氏名だけでなく、通称名を使用可として、その場合には、受理証の裏面等に戸籍上の氏名を記載するようにしたい。

4-3、「手数料」だが、方針案としては、「無料とする」書いている。趣旨・説明のところで、宣誓書受理証及び公正証書受理証の発行にかかる手数料は無料とするが、必要書類は自己負担でお願いしたい。

4-4、「名称・発行形式」も変わっていない。武蔵野市パートナーシップ制度という名前を候補とする。受理証については、A4サイズと携帯できるサイズを発行するというので、これは公正証書のほうに関しては考えたい。

9ページ、4-5、「パートナーシップ宣誓の届出の仕方」だが、こちらも変更はない。希望する方は、市長に届け出る。2人での届出を基本とする。

今回、4-6を追加した。条例に入れてもらいたい内容を全て網羅する必要があるので、紛失の場合、届出事項が変更した場合には、届出が必要である。紛失時には再交付申請書等、関係必要書類の提出を求める。届出事項に変更が生じた場合は、届出事項変更届、関係必要書類の提出を求める。趣旨・説明に書いたように、届出は1人でも可能とする。

10ページ、論点5、5-1、「宣誓書等の保存期間」についてだが、前回、宣誓書は10年保存、公正証書等は永年で保存するとなっていたが、今回、公正証書は写しで、原本は返すとしたことと、10年保存では短いということから、趣旨・説明にあるとおり、市の保存年限の最長区分が30年なので、最長区分である30年保存とするとした。

5-2、「パートナーシップ解消時の取扱い」は、解消時に届出をしていただき、受理証の返還を求めるということで変更なしである。

11ページ、「転出時の取扱い」だが、転出時に届出る仕組みとし、届出があった場合には受理証の返還を求めるということを書き加えている。

5-4、「死亡時の取扱い」だが、「死亡時に届け出る」は変わっていないが、趣旨・説明の2つ目の中黒、届出があった場合には受理証の提示は求めるが、心情に配慮して、返還については任意にするとした。

5-5、「取消しの取扱い」、こちらも追加で入れた。方針案としては、虚偽その他不正な方法により受理証の交付を受けた場合、また受理証を不正に使用した場合には、取り消すことのできる仕組みとする。趣旨・説明として、受理証の有効性を担保する

必要があるということと、取消しを行った場合は直ちに受理証の返還を求めるものとするとしている。

論点6、「他の自治体との相互利用について」も変更なしである。近隣の状況を踏まえて検討するとなっている。説明は以上である。

【会長】 では、論点4以下について、質問、意見があれば、お願いしたい。

【副会長】 4-1の提出書類の、独身を証明する書類について、これは戸籍または独身証明書のどちらかということだと思うが、あまり独身証明書を出す人もいないのではないかと思うが、独身証明書だけ発行から6か月以内で、3か月じゃないのが、すごく気になる。何か理由があるか。

【男女平等推進担当課長】 これは恐らく、外国人の方が大使館等で発行される独身証明書を想定している。

【副会長】 なるほど、ということで、ある程度時間がたっても仕方がないということか。

【男女平等推進担当課長】 日本国籍の方は、戸籍でお願いしたい。

【副会長】 保存期間についてだが、これは5年更新とかするわけではなく、一回出したら基本的には出しっ放しということになる。かなり長い間、それを使っていて、何か問合せがあったときに、30年過ぎると保存していないから、もう分からないということになるのか。そうではなくて、受理したという情報で、解消していないということはあくまで管理されていて、問合せがあれば、30年だろうが40年だろうが回答はできる体制をとるということか。

【男女平等推進担当課長】 30年経過後は、市として責任ある回答はできない。

【副会長】 できないのか。30年後にもこの制度が使われている状況じゃなければいいと思うけれども、分からないので。

【会長】 そうすると、更新できるようにしないといけない。もう一回、30年後に来てもらえば、対応できるということになると思う。

【男女平等推進担当課長】 再度、必要書類を添えて、宣誓していただくものと思っている。30年後に、市から通知するという事は考えていない。

【会長】 通知はしないということか。

【副会長】 ほかに市が、どうやっているか分からない。例えば、取りあえず解消しなければ10年有効とかにしておいて、10年たったら、また更新の手續に2人で

来てもらえば、別にいいと思うが、どうすればいいか。

【市民活動担当部長】 事務局サイドとしては、ここの部分というのは、実はすごく議論があった。当初、30年後ということで、例えば23歳ぐらいでパートナーシップを出すと、まだ53歳である。仲よく暮らしていらっしゃる方は、どうするんだろうという話にもなったが、例えばそこで別れてしまって、また別の方と暮らしていて、本当は返していただきたいが、返していただけない場合というのも、結構あるのではないかと考えた。

【副会長】 そういうことは、あり得ると思う。

【市民活動担当部長】 そうなったときに、制度が始まってから30年後に、パートナーシップ制度を行った人たちに連絡をすると、違う暮らしをしていて、今までそういったことを現在のパートナーに何も言っていなかったりとかすると、それはそれでまた問題になるのではないかという話もあり、ほかの自治体では、30年後にはもう一度、必要であればしてくださいとなっている。この制度がなくなるぐらいの社会の状況になっていけばいいのだけれども、もしまだ必要としている状況であれば、30年後にまた手続きをしてくださいというのは、証明を出したときにお伝えをしているということである。

【副会長】 でも、どこにも書いていなくて、30年前に言われたことが分からなくて、それでパートナーの人が緊急に確認を取ろうとしたら使えなかったりしたら、最低の事態になるので、これはちょっとぼんやりし過ぎているのではないか。

【市民活動担当部長】 あとは、以前も議論があったが、有効期限というのをつけるかどうかというところは、あるかもしれないという話はしていた。ただ、30年後、もう私たちもない中で、そういった問題が起きるといってもそのままにしておくのは、難しいのかなというところなので、出したときには責任を持って何かしら伝えたい方がいいということで、一旦このような形にしている。副会長がおっしゃっているように、議論は大分あったのは事実であるので、議論をした方がいいと思っているところだ。

【会長】 そうであるなら、受理証に、市では30年間保存するといったことを書いておくということになるか。

【市民活動担当部長】 そういったことは考えられるかもしれない。

【会長】 まずは、口頭だけでは駄目だということになる。

【副会長】 見ればはっきり分かるように書いておかないといけない。

【市民活動担当部長】 ただ、有効期限という、ふさわしくないように思うので、会長がおっしゃったように、30年後には、市の保存しているものはなくなるといった表現にするとよいのではないか。

【副会長】 再度手続きしてください、というようなことを書くとよい。

【市民活動担当部長】 そうゆうことを記載して、必要であれば、またそのときに来てくださいということは、あってもいいと思っている。

【副会長】 5-2のパートナー解消時の扱いだ、届出と書いてあるが、これはどちらか片方の届出でもいいか。

【男女平等推進担当課長】 そのように考えている。

【副会長】 だとすると、届出は1人でも可とするということ、書いておく必要がある。

【男女平等推進担当課長】 承知した。

【会長】 ほかにあるか。大体よさそうであれば、今までの最初からここまでのところを通して、何かもう一度議論したいことや、確認したいことなどがあれば、お願いする。

【委員】 冒頭に説明があったかと思うが、この冊子は表紙がついて印刷物になるということだと思うが、そのときに、少し内容は変わるけれども、こういった感じで出すということだと思う。そこで、印刷のフォントについてだが、今、ユニバーサルデザインというのが広く渡っていて、UDデジタル書体というのがあって、男女の問題には直接関係ないが、明朝体とかは縦と横の太さが違って見づらいという人たちがいる。誰でも読みやすい文字というのがあって、UDデジタル書体で、ぜひ印刷してほしいと思う。ウィンドウズ10以上だと標準で入っている。教育の世界では、もう使い始めているので、お願いしたい。

【男女平等推進担当課長】 たしかに承った。

【委員】 5ページ、脚注3、「の秘密」の3文字は要らないと思う。「の秘密」を取るか、「の情報」のどちらかがいいのではないか。

【会長】 5ページ、注の3、「本人の了解を得ずに、他の人に公にしていけない性的指向や性自認等の秘密」のところの「の秘密」を削除。あるいは、「性自認等の状況を暴露する」ことに置き換えていただきたい。

【男女平等推進担当課長】 承知した。

【委員】 パートナーシップは出すときは2名で出して、解消は1人でできるということか。

【会長】 パートナーシップ制度は、申請時は、2人そろって宣誓しなければならないが、解消は1人でも解消できるということによろしいか。

【男女平等推進担当課長】 お見込みのとおりである。

【委員】 勝手に1人で出せるのか、少し変な言い方だけれども。

【会長】 ということは、合意をしなくても、1人が嫌になったら出せるということになるか。

【男女平等推進担当課長】 そのとおりである。

【委員】 では、出すときも1人で出せるか。

【会長】 これは、そういうことになるか。

【委員】 いや、解消は1人でできるので、出すときは、勝手に抜くことができるということかと思ったのだが、分からない。

【会長】 解消時に届け出ることについて、もう一度確認したい。

【委員】 何か変な感じがする。

【会長】 10ページの5-2、2人そろってというのは難しいのではないか。

【副会長】 難しいし、やめたいといって、全然関係が壊れていても、片方は絶対行かないということはあると思う。

【会長】 そのとおりである。

【委員】 通知をするのが嫌だということもある。1人がいいと言ったら、いいということになるか。

【男女平等推進担当課長】 届出があった場合には、もう一方の方に通知をする。1人でもいいという場合は、DVなども想定している。

【委員】 片方の方に知らせればオーケーということか。

【会長】 これは、届出は1人でも可とすると書くか。

【副会長】 書かないとなかなか分からない。

【会長】 そのとおりである。ここは、そう書くということにする。

【男女平等推進担当課長】 承知した。

【会長】 届出は、紛失時の届出と同じように1人でも可とする。

【委員】 もう1人の方にお知らせするという項目は要らないか。

【会長】 そこは、どうするか。

【副会長】 書いたほうがいいと思う。

【会長】 何でも明確にしたほうがいいということだ。

【委員】 同感だ。その方が、気持ちがすっきりする。

【男女平等推進担当課長】 承知した。

【委員】 知らない間に1人になっていたみたいなことになるか。

【副会長】 これは、2人いたうちの1人が転出した場合にも返還を求めるから、転出しますと来た人の、もう片方の方には通知するということになる。だから、それも併せて書いておく。

【委員】 いつの間にか2人で入っていた。1人だと、ちょっと分からない。

【市民活動担当部長】 事務局で議論になったところがあったので、御意見を賜りたい。養子縁組の部分で該当させないということで、事務局もその方向でいいという話はしていたが、例えば、パートナーシップの宣誓をした後に養子縁組をしてしまうと、戸籍の届出をしたかどうかというのは分からない状況があり、そういった部分というのは、もう仕方がないという話でいいのかどうかということである。それをしてしまうと、例えば婚姻もそうだが、住民票も男女平等推進担当のほうでは見られない状況なので、その辺りが、養子縁組だけではないけれども、その後、婚姻を他の方とした場合など、届出主義みたいな形になるので、その辺りはどうなのかというのが、少し話にはでてきたのだけれども、ほかの自治体でもその辺は、あまりきっちりとした回答はもらえなかったという状況である。ご意見だけ賜りたいと思う。

【副会長】 期限を切って、例えば5年とか10年で関係性を見直すという制度にしない限りは、やむを得ない。もっといろいろなカテゴリーのほかの人と結婚していたとか、そういうことも含めて、チェックするのは無理だと思う。だから、それは前提にしないではいけないけれども、相手があることを前提として利用する制度なので、その方との関係が壊れたら、基本的には使わないし、養子・養親ということの効果のほうが強いので、多分実質、養子関係になったら、パートナー制度を利用する局面というのは、ほぼないのではないかと思う。

【委員】 もともと宣誓書とか公正証書を市に提出するということは、何らかの証明書で利益を得るというか、何かをしようとして提出するわけなので、その状況が変

わってしまえば、別にそれはそれでいいわけなので、単に提出だけで、確認するすべがないので、単に提出だけということでもいいのだと思う。

【委員】 5-2のパートナー解消時の取扱いについて、文言として、片方が解消の届出を提出したら通知が行きますというのを書くときに、「原則として、もう1人に」とか、「原則として」とかをつけておくといいと思う。というのは、何か分からないが、私たちが今、想定できないようなことというのが、あるかもしれないので、危険が及ぶとか、逆上するとか、いろいろなことがあって、その言葉がないと、役所としてはルールだから、せざるを得なくなるのかと思うので、一言つけておくと、柔軟な対応が可能になってくると思う。

【会長】 そのとおりだ。ほかに何かあるか。

【副会長】 2-1の趣旨・説明の中黒の順番だが、最後の2つを逆にしたほうがいい。一番下の、公正証書を受領するときの内容はこういう事項を必須にすると説明した後で、この場合はこういうことに注意しておかないと駄目だということが続いたほうが、流れとして自然である。

【会長】 確かにそのとおりであるので、順序を逆にしていきたい。

【委員】 5ページの2-3、追加項目で、「市、市民及び事業者等の責務」で、「責務」と言っているが、方針案では「求める」ということで、お願いするという、レベルになるのか。この責務のところでは、アウトティングを禁止するというのは、非常に重要なこととされていて、ある意味、相手の人生をすごく左右するようなことになる事項だと思っているのだが、お願いする程度のレベルで考えているのか。

【会長】 今のところは2-3で、アウトティングを禁止することを求める。その次も、努めることを求めると書いてあるけれども、実際にはここは禁止する、「してはならない」とか、「公表してはならない」という表現に、条例としてはしたいということなので、表現を変更して、「禁止する」、「講ずるように努める」とさせていただきたいと思うが、よろしいか。

【副会長】 アウトティングについては「禁止する」、その趣旨・説明は「公表してはならない。」とすべきか。

【会長】 そのとおりである。

【副会長】 方針案としては「必要な措置を講ずるよう努める」だが、説明は、「必要な措置を講ずることを求め」、「進めていく必要がある」となっている。そこは両方

とも、「努める」、「努める」で、同じ内容をただ写すことにするか。

【会長】 変えたほうがいいのではないか。

【副会長】 どちらも変えないと駄目ではないか。

【会長】 方針案ではアウトティングについても「求める」としている。

【男女平等推進担当課長】 条例になった場合には、アウトティングについては「してはならない」という表現を使うと考えられる。

【会長】 「ならない」。「禁止する」と「禁止する」。「強制または禁止してはならないこととする」とかか。趣旨・説明のところ、「また同時に、本人の」、「公表しては」の部分、ここは趣旨としては伝わっていると思うので、文言は後ほど精査されたい。

【男女平等推進担当課長】 承知した。

【会長】 「講ずるよう努める」。ここも同様である。

【副会長】 アウトティングの趣旨・説明だが、誰が誰にというのが書いていなくて、おそらく、市などの第三者が本人に、本人の意思に反して公表するように強制したり禁止してはいけないということだと思われるが、市が本人に公表しろとか、逆に公表するなどかと言ったら駄目だという話だと思う。だから、誰が誰に対してのところ、推測はできるけれど、抜けている。

【会長】 公表を本人に強制してはいけない、ということだ。

【副会長】 本人の意思に反して、本人に強制または禁止してはいけないということになるのか。

【会長】 本人だけか。性的指向又は性自認に関する公表は、違うかもしれない。本人が公表するかではなくて、勝手に言われてしまうとか。

【副会長】 市や市民、事業者自体が主体の場合は、下の中黒である。上は誰に、誰かにということか。本人ではなくて、第三者になるか。

【会長】 本人に言わせる、ということか。この違いがよく分からない。

【副会長】 何となくの感覚、自分がしないでほしいということが先で、強制するのも駄目だというのが後のほうが、順番としては、順当ではないか。ただ、「誰が誰に何をどうする」の「誰に」のところ、抜けていて、そこが分からないので、そこは法の文章としては何かないとおかしい。

【委員】 それは第三者にとか、あれとか、そういう意味になるか。

【副会長】 そのとおりである。何をどうした、ということだ。

【会長】 語順が変わっていて、最後は強制または禁止にして、「ならない」とする。公表を禁止する、となるか。

【副会長】 誰に強制し、誰に禁止するのか。本人なのか。

【会長】 そこが分からない。

【副会長】 ないと分からない。アウトィング禁止事項がある条例は、他自治体にあるか。

【男女平等推進担当課長】 何市かあるはずである。

【副会長】 では、そういったものも参考にして、意図しているものを書き込むということが必要だ。

【会長】 「本人の意思に反して」、やはり、最初の方は、本人にとなるか。

【副会長】 おそらく、そうだと思う。推測できるところでは、本人に、である。

【会長】 強制または禁止してはならない。

【副会長】 今すぐ言えとか、絶対言うなとか、強制をしたり、禁止しては駄目だという話だと思うけれど、それなら本人に、誰は誰に、が必要である。

【会長】 書きこんだ方がよさそうである。1つ目は、知り得た情報を公表してはならないということになるか。

【副会長】 そのとおりである。

【会長】 最初の制度の目的のところは、先ほど言った形で大丈夫か。もう一度確認するが、「パートナーシップの宣誓等を受理することで、性別等に関わらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人が、安心して暮し続けられることを目的とする。」とする。

最後に、ぜひ確認したいということがあるか。

では、本日の中間のまとめの議論は、ここまでとする。本日いただいたご意見を反映して、事務局と調整の上、最終的には会長一任の形で中間のまとめ案を固めさせていただく。もし、今日言い忘れたということがあれば、近日中に事務局にお伝えいただければ、そちらも考慮させていただきたいと思う。

■議題（3）その他

【会長】 事務局から今後の日程、事務連絡等についてお願いします。

【事務局】 その後の流れとして、資料3をご覧ください。本日いただいたご

意見を反映したうえ、会長一任というかたちで中間のまとめを取りまとめさせていただき、12月8日に市議会において、行政報告を行う。その後、パブリックコメント、市民説明会を行っていくことを予定している。

行政報告、パブリックコメント、また市民説明会の内容を踏まえて、皆さまにさらに審議いただいて、最終の答申を作成して、今年度末、3月に答申ということに向け、さらに深めて、皆様の知見をいただきながらやっていきたいと思っている。

次回については、12月10日を予定したいと考えている。内容としては、中間のまとめを受けたものと、第四期計画のヒアリングを並行で行い、最終報告案と計画の評価をまとめ、今年度を締めていくような形となっているので、委員の皆様におかれは、毎月開催ということで大変ご尽力いただき、感謝している。引き続き、よろしくお願ひしたい。

【会長】 委員の皆さまのご協力により、6月以降毎月本審議会を開催し、中間のまとめとして、取りまとめることができた。今後は、パブリックコメント、市議会への説明などを行い、そちらのご意見を踏まえながら、最終的な取りまとめに向けて進めたい。

以上で令和2年度第6回審議会を終了する。

— 了 —